

函館市企業局自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自動販売機（以下「自販機」という。）の設置に係る函館市企業局（以下「局」という。）行政財産の貸付けについて、函館市企業局行政財産目的外使用料等規程（平成23年企業局規程第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの相手方の選定等)

第2条 貸付けの相手方となる自販機設置候補者は、公募による見積合わせにより選定するが、価格以外の要素も加味し評価する。

2 前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(貸付方法)

第3条 自販機の設置は、原則として、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、局が自販機設置者に対し、行政財産である土地または建物の一部（以下「貸付物件」という。）を貸付ける方法により行うものとする。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、3年以内とし、貸付期間の更新は行わないものとする。

(貸付面積)

第5条 貸付面積は、法第238条の4第2項の規定に基づき、行政財産の用途または目的を妨げない面積を限度とする。

(貸付料)

第6条 貸付料は、月額とし、建物の一部に自販機を設置するときは、見積価格に消費税および地方消費税に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額）とする。

(貸付料の納付)

第7条 貸付料は、公営企業管理者（以下「管理者」という。）が指定する期日までに納入しなければならない。

(延滞違約金)

第8条 自販機設置者が、納入期限までに貸付料または電気料等を納入しない場合は、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じ、当該未納額に年14.6%の割合を乗じて計算した額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)を延滞違約金として徴収することができる。

(保証人)

第9条 自販機の設置に係る行政財産の貸付けをする場合は、民法(明治29年法律第89号)第450条第1項に規定する要件を具備し、引続き2年以上市内に住所(法人にあっては、事務所または営業所等のサービス拠点の所在地をいう。)を有する管理者が適当と認める連帯保証人を立てさせなければならない。

(原状変更)

第10条 自販機設置者は、貸付物件の原状を変更してはならない。ただし、特段の事情があると管理者が認めたときは、この限りではない。

(権利の譲渡等)

第11条 自販機設置者は、貸付物件の賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。ただし、特段の事情があると管理者が認めたときは、この限りではない。

(適用除外)

第12条 自販機の設置は、公募による行政財産の貸付けを原則とするが、次の事項に該当するものについては、行政財産の目的外使用許可により設置できるものとする。

- (1) 飲料用等以外の自販機を設置する場合
- (2) 公募により自販機設置者が決定しない場合
- (3) 売店および食堂の営業のために使用許可を受けている者(指定管理者を含む)が、自己の営業に関連して必要と認められる飲料用等の自販機を設置する場合
- (4) 法令等により、売店等の設置について配慮することが求められる団体が飲料用等の自販機を設置する場合

- (5) イベントや工事等で、一時的に飲料用等の自販機を設置する場合
- (6) その他管理者が特に必要と認める場合

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月15日から施行する。